

有価証券等の決済条件の照合等に関する規則

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「法」という。)第4条の2の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う株券その他の有価証券及びこれに関連する商品(以下「有価証券等」という。)の取引の決済条件の照合及び情報の送受信(以下「照合等」という。)に関する業務に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決済照合システム 機構が行う有価証券等の決済条件の照合等に関する業務を処理するシステム
- (2) 利用者 機構が、この規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者
- (3) 約定照合 売買報告データを確定させるための照合
- (4) 決済照合 決済指図データを確定させるための照合

第二章 取扱い業務等

(取扱い業務)

第3条 機構は、次に掲げる有価証券等の決済条件の照合等に関する業務を取り扱う。

- (1) 約定照合業務及び約定照合に関連する情報の送受信に関する業務
- (2) 決済照合業務
- (3) 有価証券等の発行、売買、取引、振替、解約、償還、清算等に関する情報の送受信に関する業務

(業務の取扱い時間)

第4条 利用者は、有価証券等の決済条件の照合等を、次の各号に定める時間に行うものとする。

- (1) 約定照合業務及び約定照合に関連する情報の送受信に関する業務 午前7時から午後9時まで。
- (2) 決済照合業務 午前7時から午後10時まで
- (3) 第3条第3号に掲げる業務 午前7時から午後9時まで。ただし、清算に関する情報の送受信に関する業務にあつては午前7時から午後10時まで

第三章 利用者

(利用者の範囲)

第5条 次に掲げる者は、機構に対し、決済照合システムの利用を申請することができる。

- (1) 法第6条第1項各号に掲げる者
- (2) 投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第18項に規定する投資信託委託業者をいう。)
- (3) 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第2条第3項に規定する投資顧問業者をいう。)
- (4) 証券取引清算機関(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第31項に規定する証券取引清算機関をいう。)
- (5) その他有価証券等に関する取引状況が前各号に掲げる者の取引状況に準ずる者

(利用申請の手続き)

第6条 前条の規定により、決済照合システムの利用を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した決済照合システムの利用申請書を機構に提出しなければならない。

- (1) 有価証券等の決済条件の照合等の統括に当たる業務取扱責任者の役職名及び氏名並びに当該業務取扱責任者の補佐に当たる業務取扱副責任者の役職名及び氏名
- (2) 利用者システムの処理の統括に当たるシステム取扱責任者の役職名及び氏名並びに当該システム取扱責任者の補佐に当たるシステム取扱副責任者の役職名及び氏名
- (3) 利用者が、決済照合システムを利用して、有価証券等の決済条件の照合等を当該利用者に代わって行う者(以下「業務代行者」という。)を定めることを機構に認められたときは、当該業務代行者の商号又は名称、所在地及び業務の範囲並びに当該業務代行者の業務取扱責任者の役職名及び氏名
- (4) 利用者が、決済照合システムを利用して有価証券等の決済条件の照合等の全部又は一部を当該利用者に代わって自己の名義をもって行う者(以下「決済代理人」という。)として他の利用者を指定しようとするときは、当該決済代理人の商号又は名称及び業務の範囲
- (5) 利用者が、決済代理人として他の利用者から有価証券等の決済条件の照合等の全部又は一部を受託しようとするときは、委託を行う他の利用者ごとの次に掲げる事項
 - イ 当該他の利用者の商号又は名称及び受託する業務の範囲
 - ロ 当該他の利用者の決済代理人としての業務に係る業務取扱責任者の役職名及び氏名
 - ハ 前ロの業務取扱責任者の補佐に当たる業務取扱副責任者の役職名及び氏名
 - ニ 当該他の利用者の決済代理人としての業務に係るシステム取扱責任者の役職名及び氏名
 - ホ 前ニのシステム取扱責任者の補佐に当たるシステム取扱副責任者の役職名及び氏名
- (6) 決済照合システムの利用区分に関する事項
- (7) 回線の接続に関する事項
- (8) 機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)

の設置に関する事項

- (9) 回線接続する利用者システムが、利用者が有価証券等の決済条件の照合等の処理を委託している者(以下「計算会社」という。)のシステムである場合には、当該計算会社に関する事項
- 2 前項の決済照合システムの利用申請書には、代表者の印鑑証明書を添付するものとする。ただし、決済照合システムの利用を申請しようとする者が機構に対し有価証券等の決済条件の照合等に関する業務以外の機構が行う業務に関連して当該印鑑証明書を既に提出している場合には、この限りでない。

(利用申請の審査)

第7条 機構は、第5条の規定により、決済照合システムの利用の申請があった場合で、当該申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときには、その者の利用を承認するものとする。

- (1) 有価証券等の流通の円滑化を図るため決済照合システムを利用する必要性を有していること。ただし、第5条第4号に掲げる者にとっては、それらが定める業務方法書(証券取引法第156条の3第2項第4号に規定する業務方法書をいう。)に定める業務を営むため決済照合システムを利用する必要性を有していること
- (2) 有価証券等の決済条件の照合等を確実に遂行することができる事務処理能力を有していること

(申請の承認)

第8条 機構は、前条の規定により決済照合システムの利用の申請を承認したときは、その旨を当該申請者及び他の利用者に通知するものとする。

(届出事項)

第9条 利用者は、機構に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、利用者が機構の参加者(法第2条第3項に規定する参加者をいう。)又は機構の加入者(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75条)第2条第3項に規定する加入者をいう。)である場合には、第1号から第3号までに掲げる事項の届出は要しない。

- (1) 商号又は名称の変更
 - (2) 代表者の変更又は役職名の変更
 - (3) 本店所在地の変更
 - (4) 第6条第1項各号に掲げる事項の変更
 - (5) その他機構が有価証券等の決済条件の照合等を実施するため届出の必要があると認め、てその都度指定する事項
- 2 前項各号に掲げる事項の届出について、届出書の様式その他必要な事項は別に定める。

(利用の停止又は中止)

- 第 10 条 利用者は、機構に対し、利用の停止又は中止を申請することができる。
- 2 機構は、前項の規定による申請を受けたとき又は利用者が第 5 条に掲げる者でなくなったときは、当該利用者の利用を停止又は中止する。
 - 3 機構は、利用者がこの規則若しくはその他機構が定めるところに違反し、又は機構若しくは他の利用者の業務を妨害する等信義に反する行為を行った場合において、有価証券等の決済条件の照合等に関する業務の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると認めるときは、あらかじめ当該利用者に釈明の機会を与えたのち、当該利用者の利用を停止又は中止することができる。
 - 4 機構は、前 2 項の規定により利用者の利用を停止又は中止するときは、あらかじめその旨を当該利用者及び他の利用者に通知するものとする。
 - 5 第 2 項又は第 3 項の規定により利用者の利用を停止又は中止する場合の手続きその他必要な事項は、別に定める。

(報告)

- 第 11 条 機構は、有価証券等の決済条件の照合等に関する業務の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認めるときは、その理由を示して、利用者に対し、有価証券等の決済条件の照合等に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

第四章 照合業務の方法

(約定照合の方法)

- 第 12 条 利用者は、約定照合を行う場合には、運用指図データ又は売買報告データを機構へ送信するものとする。
- 2 機構は、利用者から運用指図データ又は売買報告データの送信を受けた場合には、当該データの照合又は受信を行い、照合結果又は当該データを利用者へ送信するものとする。
 - 3 利用者は、機構から運用指図データ又は売買報告データの送信を受け、当該運用指図データ又は売買報告データを承認する場合には、機構に対しその旨の指示を行うものとする。
 - 4 約定照合の方式その他必要な事項は、別に定める。

(決済照合の方法)

- 第 13 条 利用者は、決済照合を行う場合には、決済指図データを機構へ送信するものとする。
- 2 機構は、利用者から決済指図データを受信した場合には、当該決済指図データについて照合を行い、照合結果を利用者(当該決済指図データにおいて指定された者を含む。)へ送信するものとする。
 - 3 利用者は、事前に登録した決済情報(以下「登録決済情報」という。)により決済指図データを作成する場合には、機構に対しその旨の指示を行うものとする。
 - 4 機構は、利用者から、登録決済情報により決済指図データを作成する旨の指示を受けた場合

には、売買報告データに登録決済情報を付加して決済指図データを作成し、当該決済指図データについて照合を行い、照合結果を利用者(当該登録決済情報において指定された者を含む。)へ送信するものとする。

5 決済照合の方式、決済情報の事前登録の方法その他必要な事項は、別に定める。

(情報の送受信の方法)

第 14 条 利用者は第3条第3号に規定する情報の送信を行う場合には、当該情報に係るデータを機構へ送信するものとする。

2 機構は利用者から前項のデータを受信した場合には、当該データを利用者(当該データにおいて指定された者を含む。)へ送信するものとする。

(データの送受信の方法)

第 15 条 利用者は、次の各号に掲げる方法により、決済照合システムを利用することができる。

(1) 利用者の業務を処理するコンピュータ・システム(以下「利用者システム」という。)と決済照合システムとの間を通信回線で接続し、これを介したオンラインリアルタイムによるデータの送受信(以下「オンラインリアルタイム処理方式」という。)

(2) 利用者システムと決済照合システムとの間を通信回線で接続し、これを介したファイル伝送によるデータの送受信(以下「ファイル伝送処理方式」という。)

(3) 統合Web端末からの入出力によるデータの送受信

(回線接続による計算会社とのデータの送受信)

第 16 条 回線接続する利用者システムが計算会社のシステムである場合には、当該回線接続を介した計算会社のシステムと決済照合システムとの間で送受信したデータは、当該計算会社に有価証券等の決済条件の照合等の処理を委託した利用者の利用者システムと決済照合システムとの間で送受信したものとして取り扱う。

第五章 手数料等

(手数料)

第 17 条 決済照合システムを利用して、有価証券等の決済条件の照合等を行う者は、機構へ手数料を納入しなければならない。

2 前項の規定により、利用者が機構に納入する手数料は、以下に掲げるものの合計額とする。

(1) 基本料金

(2) 約定照合手数料(第3条第3号に掲げる業務に関する手数料を含む。)

(3) 決済照合手数料

(4) 統合Web端末利用料金

3 前項に掲げる手数料の料率は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

(回線接続に係る費用負担)

第18条 回線接続に係る回線設備の費用(回線使用料、敷設工事負担金等)は利用者の負担とする。

第六章 雑 則

(各種テストへの協力)

第19条 利用者は、機構からあらかじめ通知して、利用者システムと決済照合システムとの間の連動確認テストへの参加を求められた場合には、異議無くこれに協力するものとする。これらのテスト以外に機構から各種テストへの参加を求められた場合にも同様とする。

2 前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち利用者側の費用は、当該利用者の負担とする。

(遵守義務)

第20条 利用者は、この規則及びその他機構が定める規則並びに機構が講ずる措置に従うものとする。

2 利用者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、決済照合システムの利用によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 第6条の規定により回線接続する利用者システムが計算会社である利用者は、当該計算会社に前項の規定を遵守させるものとする。

(免責)

第21条 機構は、利用者が、統合Web端末からの入出力、オンラインリアルタイム処理方式若しくはファイル伝送処理方式又はその他の方法による機構と利用者との間のデータの送受信により有価証券等の決済条件の照合等に関する業務を処理したことによって被った損害及び決済照合システムの障害等により有価証券等の決済条件の照合等に関する業務の円滑な遂行に支障が生じたことによって被った損害について、これを賠償する責めを負わないものとする。

(必要な措置等)

第22条 機構は、有価証券等の決済条件の照合等に関する業務を適正かつ確実にを行うため、この規則に定めるもののほか必要な事項を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。